

(様式第1号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所  
(主たる事務所の所在地)  
団 体 名  
及 び  
代表者の氏名

印

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額	(総 額) 金	円
内訳	(活動費) 金	円
	(運営費) 金	円

(2) 算出の基礎 別紙のとおり

2 補助事業等の開始日及び完了予定日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書(統括表)(別紙1)
- (2) 事業計画書(事業別)(別紙2)
- (3) 事業の収支予算書(事業別)(別紙3)
- (4) 当該年度事業計画書・同予算書
- (5) 前年度事業報告書・同決算書(ただし、形成の翌年度以降)
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 その他

補助事業に関する事業効果やアンケート等の効果測定の方法、また、事業にかかる広報の方法等を明記すること

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額	(総 額)	金	円
内訳	(活動費)	金	円
	(運営費)	金	円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業者は、政治的行為を行ったと認められる活動や法令又は公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (2) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 11 条第 2 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 交付決定金額内で事業の追加を行う場合には、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (7) 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 15 条に規定する実績報告をすること。
- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱並びに大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令西成市 第 号

平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所  
(主たる事務所の所在地)  
団 体 名  
及 び  
代表者の氏名

印

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請取下書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて通知のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金の交付決定について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 平成 年 月 日
- 2 取下げの理由

(様式第5号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所  
(主たる事務所の所在地)  
団 体 名  
及 び  
代表者の氏名

印

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

大阪市指令西成市 第 号

平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

(様式第7号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所  
(主たる事務所の所在地)  
団 体 名  
及 び  
代表者の氏名

印

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 8 号)

大阪市指令西成市 第 号

平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。



(様式第9号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所  
(主たる事務所の所在地)  
団 体 名  
及 び  
代表者の氏名

印

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり追加の承認を申請します。

(追加する事業)

別紙1及び2のとおり

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認申請については、補助事業の追加を承認したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市西成区「地域活動協議会」補助金について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

住 所  
(主たる事務所の所在地)  
団 体 名  
及 び  
代表者の氏名

印

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金実績報告書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額 (総 額) 金 \_\_\_\_\_ 円  
内訳 (活動費) 金 \_\_\_\_\_ 円  
(運営費) 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の精算  
(1) 補助金の交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 補助金の精算額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(3) 差引剰余額 金 \_\_\_\_\_ 円

(4) 補助事業の実績・効果

別紙のとおり

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書及び収支決算書 (統括表) (別紙 4)
- (2) 事業実績報告書 (事業別) (別紙 5)
- (3) 事業の収支報告書 (別紙 6)
- (4) 事業の効果が検証できるもの (アンケートのまとめ等)
- (5) 経費の支出を確認できる領収書の写し等  
人件費の場合は、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿
- (6) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等

大阪市指令西成市 第 号

平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

確定金額	(総 額) <u>金</u>	<u>円</u>
内訳	(活動費) <u>金</u>	<u>円</u>
	(運営費) <u>金</u>	<u>円</u>

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所  
(主たる事務所の所在地)  
団 体 名  
及 び  
代表者の氏名

印

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金精算書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 17 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	(総 額) 金	円
	内訳	(活動費) 金	円
		(運営費) 金	円
	支出額	(総 額) 金	円
	内訳	(活動費) 金	円
		(運営費) 金	円
	差引剰余額	(総 額) 金	円

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会補助金」戻入通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり戻入額を決定したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 17 条第 4 項の規定により通知します。

- |        |                  |
|--------|------------------|
| 1、戻入金額 | 金 _____ 円        |
| 2、戻入期限 | 通知を受けた日から 20 日以内 |
| 3、戻入方法 | 納付書による           |



大阪市指令西成市 第 号

平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定取消書

平成 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 18 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由